

第3 機関

第3－1 総論

1、株式会社の機関設計

(1)会社に必ず設置する機関は、**株主総会と、取締役**(326条1項)

(2)その他の機関設計

ア、定款の定めにより、会社に置くことのできる機関(326条2項)

・取締役会：すべての取締役で組織される機関（362条1項）。取締役会設置会社においては、取締役は、3人以上でなければならない(331条4項)

・会計参与：取締役と共同して、株式会社の計算関係書類を作成する機関(374条1項)。つまり、業務執行機関のうちの1つ。会社の役員(329条1項)でもある。

・監査役：取締役（会社の業務執行機関）の職務の執行を監査する機関(381条)。

・監査役会：全ての監査役で組織する会議体(390条1項)。監査役が3人以上で、その半数以上が社外監査役でなければいけない(335条3項)。また、監査役の中から、常勤監査役を選定しなければならない(390条3項)。

・会計監査人：監査役の監査の範囲を会計に関する事項に限定している場合(389条1項)の、監査役

・監査等委員会：取締役会設置会社(327条1項3号)として、取締役に業務執行を任せながら、監査等委員として他の取締役と区別して選定された取締役(329条2項)が組織する監査等委員会により、取締役への監査をより強化した機関設計。監査を強化することを目的とした機関設計となるため、会計監査役の設置はマスト(327条5項)。

⇒監査等委員の取締役は、3人以上かつその過半数が社外取締役でなければならない(331条6項)

(メモ)：従来の統制では、十分な監査ができない、でも指名委員会等設置会社だと、取締役の指名、執行役の報酬とかを外の人に任せるのはきつい。そこでできた。

- ・指名委員会等：指名委員会、監査委員会、報酬委員会からなる。指名委員会等設置会社では、業務執行は取締役ではなく、執行役が、業務執行を行う。すなわち、業務執行権限を執行役に大幅に委譲して、3つの委員会を構成することにより、監査等委員会設置会社よりさらに監査を強化したイメージ。
⇒いずれの委員会も、3人以上の取締役で構成し、その過半数は社外取締役でなければならない(400条参照)。
- ⇒指名委員会等設置会社では、1人又は2人以上の執行役を置かなければならず、執行役は、取締役会の決議によって選任する(402条1項・2項)。

イ、会社法上の機関設計に関する規定(327条・328条)

- ・取締役会を必ず置かなければいけない場合(327条1項各号)
 - ①公開会社の場合
⇒株主・利害関係人が多数に上ることが想定されるため
 - ②監査役会設置会社
 - ③監査等委員会設置会社
 - ④指名委員会等設置会社
⇒いずれの場合も、「監査」を強化したのに、「執行」側が弱くてどうするの？という視点から見える。
- ・取締役会設置会社は、監査役を置かなければならない(327条2項)
⇒執行側が強いので、監査側は必ずいる。監査等委員会設置会社や、指名委員会等設置会社では、監査委員会があるので、監査役は不要。非公開会社+会計参与設置の場合も、例外的に不要。
- ・会計監査人設置会社は、監査役を置かなければならない(327条3項)
⇒会計監査人は、監査役の亞種なんだから、監査役いなくてどうするの？と覚える。
- ・監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない(327条4項)
⇒監査委員会があるから。
- ・監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かなければならない(327条5項)
⇒いずれの機関設計も、監査機能を強化するという目的の下で作られているため、会計監査人が必須。

- ・指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない(327条6項)
⇒指名委員会等設置会社には、既に監査委員会があるから。

- ・大会社¹は、監査役会及び会計監査人を置かなければならぬ(328条1項)
(公開会社でないもの、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く)
⇒規模が大きい会社であるため、監査サイドも強化する必要がある。監査サイドがすでに強化されている監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社の場合は不要。監査をする必要性が薄くなる非公開会社でも不要。ただし、非公開会社でも、大会社である場合は会計規模は大きくなるため、会計監査人は必要(2項)。

2、役員及び会計監査人の選任及び解任

(1)選任・解任

役員(取締役、会計参与及び監査役)、会計監査人は株主総会の決議によって、選任・解任が可能(329条1項・339条1項)

当該決議は原則普通決議ではあるが、その際、定足数の下限を、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上とした(341条)。

もっとも、累積投票により選任された取締役、監査等委員である取締役、監査役を解任する場合は、特別決議となる(309条2項7号)。

ア、意見陳述権等

- ・会計参与は、株主総会において、会計参与の選任若しくは解任又は辞任について、意見を述べることができる(345条1項)。
- ・監査役は、株主総会において、監査役の選任若しくは解任又は辞任について、意見を述べることができる(345条4項・1項)
- ・監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる(342条の2)

¹ 大会社とは、「最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上であること」又は、「最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であること」のいずれかの要件を満たす会社をいう(2条6号)。そして、「最終事業年度に係る貸借対照表」とは、定時株主総会で報告されたもの、又は会社成立後～最初の定時株主総会にあるものをいう。